

# 第10章 インド

## 関税

### 高関税品目

#### <措置の概要>

ウルグアイ・ラウンド合意後の非農産品の単純平均譲許税率は34.3%である。譲許税率は、譲許品目のうち、有税品目では、相対的に関税率の高い品目は40%、低い品目は25%に統一されている。また、譲許品目について製品の加工度合いからみると、最終製品は40%、原材料・中間財・部品・設備機械が25%に統一する傾向がある。

インド政府は2005年3月に、農産品を除く基本的に全ての品目の最高実行税率を従前の20%から15%に引き下げた。また、資本財や部品・原材料の一部については、関税率を5%~10%まで引き下げており、自由貿易促進の観点から一定の評価を行うことができる。しかしながら、完成品と同様の15%の関税を適用している部品・原材料も存在することから、これらの品目についても同様の関税引き下げを行うことが望まれる。

また、依然として15%を超える高関税率が維持されている品目も存在する。例えば、繊維製品は多くの品目が非譲許であり、譲許品目もそのほとんどの関税率が35%と、インドの競争力、国際的水準からみても高くなっている。ま

た、非農産品の譲許率は69.8%であり、非譲許品目としては自動車(実行税率:新車60%、中古車100%)、繊維・衣類(従量税と従価税を併用。(従価税の実行税率15~30%))等の高関税の品目が存在している。この点についても改善の余地は十分あるとみられる。

#### <国際ルール上の問題点>

高関税そのものは譲許税率を超えない限りWTO協定上問題はないが、自由貿易を促進するという観点からは、関税はできるだけ引き下げることが望ましい。

#### <最近の動き>

ドーハ開発アジェンダにおける非農産品市場アクセス交渉において、関税の引き下げを含む市場アクセスの改善について交渉が行われているところである。

## アンチ・ダンピング

### AD措置の濫用と透明性の欠如

#### <措置の概要>

インドは、1995年から2005年6月までに309件のAD措置を発動しており、世界で最もAD措置を多用している。そのうち、日本が発動対象となった措置も17件にのぼっている。

これまでインドが日本に対して行ったAD調査／措置については、①正常価格、輸出価格、従量税ベースでAD税が徴収される場合のダンピングマージンの算出方法、損害の認定とダンピング輸入との因果関係等について、開示を求めたにも拘らず、インド政府から何ら情報開示が行われていないケースがある、②当初調査のダンピングに関する調査対象期間の長さが案件によって異なっており(6～18ヶ月)、国際価格の下落時や為替変動時等を恣意的に選択している懸念のあるケースがある等の問題が指摘されている。

#### <国際ルール上の問題点>

インド政府によるAD調査について、暫定決定、最終決定にAD協定3.4条によって規定される当局が検討すべき15項目に係るデータすべてが網羅されておらず、また、その開示の程度が、AD協定12.2条に規定される当局の義務を満たしていないケースがある。これらのケースについて、利害関係者たる我が国企業は、判断の根拠について何らの有効なデータ分析をすることができず、反論できる範囲が限定的なものとなり、自己の利益を擁護する機会が失われた。このような状況は、AD協定6.1条に照らしても問題がある。

また、インドによる対日AD調査について、例えば、2000年に調査が開始された硫酸ヒドロキシルアミンについては、ダンピングに係る調査の対象期間が1999年7月1日から1999年12月31日(6か月間)とされ、同年に調査が開始された苛性ソーダについては、同期間が1998年4月1日から1999年9月30日(18か月間)とされた。ケース毎にダンピングに関する調査対象期間に差異があるが、インド政府はその理由について説明を行っていない。仮に、国際価格の下落や為替変動等の時期に合わせて対象期

間を恣意的に選択している場合は、AD協定2条に照らし問題がある。

#### <最近の動き>

我が国は、我が国がWTO・AD協定に照らし問題があると考えている上述の点について、個別案件ごとに、インド政府関係者に対し、我が国の意見を述べるとともに、改善の申し入れを行ってきた。しかしながら、我が国が問題提起を行った点につき、未だ是正措置がとられていないまま最終決定に至ったケースがある。

インドのAD措置がAD協定に抵触するとして、EUがWTO上の協議申請を行った2003年以降、インド政府によるAD調査開始・発動件数は減少傾向にあり、日本を対象とするAD措置は2004年以降発動されていないものの、インドは未だに世界で最もAD措置を多用している国の1つである。我が国としては、今後も引き続きインド政府によるAD措置の運用を監視し、AD協定上問題がある点を指摘し、改善を要求していく必要がある。

## サービス貿易

### 外資規制等

#### <措置の概要>

2002年2月に商工省は直接投資の認可制度をネガティブ方式へと変更し、以下のリストに該当しないものについては、外資出資比率100%までの直接投資が自動認可(中央銀行(RBI)に届け出るのみ)されることとなった。2005年12月末現在、リストは以下のとおりである。

①国有企業に留保されている2業種(原子力、鉄道)、②1951年産業法により、ライセンス取得が義務付けられている産業(アルコール飲料、煙草、航空・宇宙・防衛用電子機器、産業用爆

薬、危険性のある化学製品、薬品・医薬品)、③小規模企業 (SSI : Small Scale Industries) に留保されている産業への 24 % 超の投資 (約 700 種)、④ 1991 年新産業政策で指定された立地規制に触れる投資、⑤ 2005 年 1 月 12 日より以前に、既にインド企業と資本・技術提携を行っている外資系企業による同一業種において企業を設立する場合 (ただし、①投資者がベンチャーキャピタルファンドである場合、②既存の合弁相手のシェアが 3 % 未満の場合、③既存の合弁もしくは提携による事業が休止状態の場合、については政府認可不要。)、⑥既存のインド企業 (株式上場企業もしくは金融サービス分野に従事する企業) への出資、⑦外国投資が禁止されている以下産業への投資 (賭博、宝くじ、児童基金業、共済金融会社 (会社法 620 A 項にて定義)、2005 年政府通達 No. 2 (プレスノート 2) で認められた不動産開発・建設業以外の不動産関連事業、譲渡可能な不動産開発権 (TDRs) の取引、小売業、原子力、農業 (ガイドラインに従った草花、園芸、種子栽培、畜産、野菜栽培を除く) および紅茶農園を除く農園業)、⑧個別に出資比率上限規制・ガイドラインがある 22 業種への投資。

上記⑧のうち、主要な制限は以下のとおりである。

#### (金融)

インドでは、2004 年 3 月、民間銀行業への外資規制を緩和した。これにより同分野への外資出資の上限は従来の 49 % から 74 % に引き上げられた。また、外国銀行が①本国の所管官庁の管轄下にあること、②中央銀行であるインド中央銀行 (RBI) の認可基準をクリアしていることを条件に、100 % 出資子会社設立が可能となった。

一方、国内民間銀行における外国人投資家の

投票権を上限 10 % と規定している現行の銀行規制法については、2005 年 5 月、同上限規制を撤廃することが閣議決定された。RBI による正式通達 (および新ガイドラインの発表) により実効となるが、2005 年 12 月現在、通達は出されていない。保険事業を行っている銀行への出資については、1999 年 12 月に懸案となっていた保険業規制開発委員会 (IRDA) 法が成立し、これまで国営企業の独占下にあった保険市場が外資を含めた民間企業に開放されることになった。日本の損害保険会社も営業を行っている。なお、政府は 2004 年 7 月に発表した予算案の中で、保険分野への外資出資上限について、これまでの 26 % から 49 % に引き上げることを提案し、その後も関係省内での議論が進められているが、正式決定は出されていない。

また、ノンバンクについては、指定されたマーチャント・バンクや住宅金融など 19 業種に対して 100 % までの出資が認められている。ただし出資比率に応じて最低資本金額が規定されており、この場合も、RBI のガイドラインに従うことを条件に自動認可ルートが適用される。

#### (流通)

現在、卸売業については、自動認可の対象とはならず、財務省・外国投資委員会 (FIPB) からの個別認可取得が必要である。FIPB の個別認可が取得できる分野は、①港渡し/保税倉庫渡し販売を伴う輸入業、②キャッシュ・アンド・キャリー形態での卸売り取引、③輸入製品の 75 % 以上を自社のグループ会社に販売する場合について、100 % 出資の販売会社設立が認められている。ただし②のキャッシュ・アンド・キャリーについては、その活動範囲が拡大解釈されており、掛売り・デリバリー販売なども実際は可能となっている。

なお、スーパーやコンビニエンス・ストアな

ど小売分野は、外資参入の禁止業種となっている。

インド政府は、小売業を外資に部分的に開放（外資出資比率26%～51%）することを検討しているものの、依然として反対勢力も強く、具体的な進捗は見られていない。

#### <国際ルール上の問題点>

WTO協定には、投資に関する一般的なルールは未だ存在しないが、投資を通じたサービス貿易に関してはサービス協定が既に存在している。上記の様々な外資規制は、サービス協定上の約束に反しない限りWTO協定違反となるものではないが、WTO及びサービス協定の精神に照らして、自由化に向けた取り組みが行われることが望まれる。

#### <最近の動き>

我が国は、外資制限強化に関する法律改正の動向等を注視するとともに、二国間政策対話等やWTOサービス交渉等により、これら外資制限の緩和を働きかけているところである。

### 知的財産保護制度

#### (1) 医薬品等の特許保護

##### <措置の概要>

TRIPS協定は、特許はすべての発明(物であるか方法であるかを問わない)に与えられなければならないと定めているが(第27条1項)、途上国において医薬品や化学物質などの物質特許制度を持たない国については、TRIPS協定発効後10年間の経過期間が認められていた(第65条4項)。インドは1970年特許法において医薬品等の物質特許を認めていなかったが、2005年1月1日の履行期限を控え、インド大統領は

2004年12月、物質特許制度の導入を含む2004年改正特許法(大統領令)を公布した。その後、議会において2005年改正法(第3次)が審議・採択され、2005年4月5日に公布、一部の条文を除き1月1日から有効なものとして遡及的に施行された。改正法のポイントは、①物質特許制度の導入、②医薬物質の定義導入、③排他的販売権(EMR)規定の削除、④メールボックス出願による特許権者等の権利制限、⑤医薬品に対する強制実施権(製造及び輸出)の導入、等である。

#### <国際ルール上の問題点及び最近の動き>

物質特許制度を導入し、TRIPS協定上の義務が履行されたことは評価される。しかしながら、他の物質には特段の定義を設けていないのに対し、医薬物質のみに、「医薬物質とは一又は複数の進歩性を有する新しい物である」との定義が導入されたことは、技術分野差別を禁じるTRIPS協定第27条1項との関係において問題が生じうると考えられ、インド政府自身も技術専門家委員会を設けて、一部の微生物の特許対象からの除外の問題とともにTRIPS協定整合性の検討を指示している。今後、特許審査においてどのような判断が行われるかなど、物質特許制度の運用を注視していく必要がある。

#### (2) 模倣品・海賊版等の不正商品に関する問題等

インドにおける知的財産法制は、TRIPS協定に整合的なものとなるよう整備がなされており、制度整備面からはその取り組みについて評価できる。

他方、模倣品・海賊版等の知的財産権侵害商品の取締りについては、警察・税関等における取締り実績に関する政府統計は無いものの、我が国産業界からは、ソフトウェアやゲームの違

法コピーの氾濫、模倣品・海賊版の他国からの流入などの問題が指摘されている。知的財産の適切な保護及び TRIPS 協定の的確な履行の確保の観点から、これら侵害品の取締りの運用面での取り組みについて、注視していく必要がある。